

指定介護老人福祉施設永生苑重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(第2370500122号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3・4・5」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	10
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	8
8. 苦情の受付について	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 永信会
(2) 法人所在地 名古屋市中村区名駅2丁目39番11号
(3) 電話番号 052-541-3780
(4) 代表者氏名 理事長 李 大宗
(5) 設立年月 昭和48年8月13日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
2000年4月1日指定 事業所番号2370500122号
(2) 施設の目的 身体的または、精神的に障害があるために日常生活の大半において、介護が必要な高齢者の方を家族に代わって介護させていただき社会に奉仕することを目的とする。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 永生苑
(4) 施設の所在地 名古屋市中村区名駅2丁目39番11号
(5) 電話番号 052-541-3780
(6) 施設長（管理者）氏名 金 勝正
(7) 当施設の運営方針 キリスト教精神を基本理念として利用者一人一人の人格を尊重し、最後まで尊厳を持ち続けて頂くことができるような介護を目標とし職員が誠心誠意真心を込めて対応していくことを方針とする。
(8) 開設年月 昭和60年10月1日
(9) 入所定員 60人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）（※各施設における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	4室	一室はショートステイ用
3人部屋	6室	
4人部屋	9室	
合 計	19室	
食堂	1室	
浴室	2室	機械浴・一般浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。又新入所者の状態に応じて優先順位が変わることをご了承下さい。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

(喫茶コーナーでの飲み物提供等)

※上記は介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際はご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、

以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1	1名
2. 事務長	1	1名
3. 介護職員	22	21名
4. 生活相談員	1	1名
5. 看護職員	3	3名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師(非常勤)	1	1名
8. 管理栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 13:30~15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:30~16:30 3名 日中：08:30~17:30 1名 遅出：10:00~19:00 3名 夜間：16:00~10:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08:00~17:00 2名

〈主な職種の勤務体制〉

☆日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合があります。
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間 誘導時間含む）

朝食：７：００～８：００ 昼食：１１：３０～１２：３０ 夕食 １７：３０～１８：３０

②入浴

- ・入浴又は清拭を週２回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

- ・ご利用料金設定については（P10 参照）下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事

行事食等の特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

（例 バイキング食 １０００円、その他行事食等５００円、外食等 実費）

②理髪・美容

[理髪サービス]

2ヶ月に1回、理容師の出張による理髪サービスをボランティアによりご利用いただけます。

利用料金：無料 ボランティア利用できなくなった場合は実費になる場合もあります。

貴重品の管理（事務管理手数料）

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1日あたり50円 月1500円程（手数料及び保険料の実費程度）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日ーお正月（おせち料理で新年をお祝いします。）	
2月	3日ー節分（恵方巻のつもりで助六をいただきます。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさまの飾り付けを行います。）	
4月	上旬ーお花見（施設の近い場所で、桜の木の下でお花見。）	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（喫茶については実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

電気料金	1日/50円（テレビ・暖房器具等使用）
飲み物	喫茶（毎週火曜日）、クラブ活動等

※電気料金・飲み物：ご利用物品を毎月集計して減収させていただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

施設であつかつてない物については本人負担。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．口座自動引き落とし（ご契約者様が指定した口座より引落としをします）
イ．窓口での現金支払（受付時間 毎週月曜日～金曜日 ９：００～１７：００）
ウ．下記の指定口座への振り込み（特養専用口座）
北陸銀行 中村支店 普通預金 4086260

☆委任状の委任提出について

- 一．年金等受領の件（依頼のあった場合のみ）
- 二．利用料等納入の件
- 三．入居者個人の預金通帳、年金証書（依頼があった場合のみ）及び印鑑等管理の件

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関（嘱託医：週に１回往診）

医療機関の名称	大菅病院
所在地	名古屋市中村区大宮町一丁目 38 番地

往診医療機関（歯科：週に２～３回往診）

医療機関の名称	小島歯科
所在地	名古屋市守山区幸心 1-117

往診医療機関（皮膚科：月に１回往診）

医療機関の名称	木の香往診クリニック
所在地	名古屋市北区駒止町 2-22

往診医療機関（眼科：月に１回往診）

医療機関の名称	こうさか眼科
所在地	名古屋市中川区新家 2-1709

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合② 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合④ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ又再々の勧告にも関わらず聞き入れられない場合は、契約解除とする
- ④ ご契約者が、連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が、心身の状況及び病歴等で、施設生活が困難に至った場合。入院、退苑しなければならない場合があります。事前に申し出がある場合条件付き入所となります。（条件付き入所とは施設長判断になります）当苑は介護支援する場所です。病状における問題行動については対応困難である事をご理解下さい。病状困難に至った場合施設長判断で、契約解除とする

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について

* 当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再利用となります。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 3 2 0 円）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設利用可能です。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することに配慮します。

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の割

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用についてはご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談責任者 [職名] 施設長 金勝正

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

◎第三者委員会 愛知県社会福祉協議会・運営適正化委員会

名古屋市中区丸の内二丁目4番7号 愛知県社会福祉会館内

TEL 052-202-0167・FAX 052-202-0168

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市役所 介護保険課	所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (名古屋市役所2階) TEL 052-972-2592・FAX 052-972-4147 受付時間 土・日・祝・年末年始除く
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 TEL 052-971-4165・FAX 052-962-8870 受付時間 土・日・祝・年末年始除く

(3) 利用者等の権利侵害を防ぐため(第三者委員)

介護相談員又はオンブズマンとして(社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会)
本人・ご家族様の相談等可能です。

【 提供サービスについての定期的な第三者評価は未実施 】

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 1,944、30㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年4月1日指定 2370500122号 定員2名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

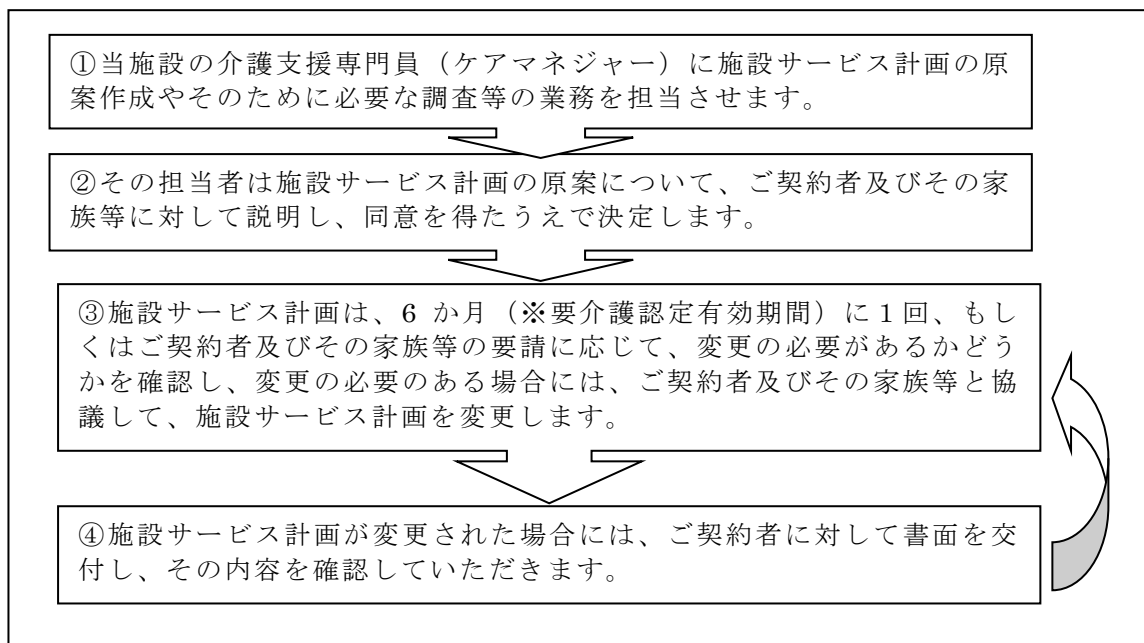
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

<介護及び看護記録開示方法>

ご家族の希望時は、介護支援（ケース記録）及び看護記録について見る事ができる。又事故など大事を要する時は記録を関係機関に開示できる。

<介護サービスの提供記録の開示について>

利用者・ご家族様の求めに応じて、サービス提供記録の開示ができる。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦介護及び看護の記録を利用者等又は家族に対し申し出があれば開示致します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、日用品、テレビ（床頭台の上ののるぐらいのもの）

（２）面会

面会時間 9：30～ 10：00～ 月曜日～土曜日に2件／日までとします。

※面会の時間が限られておりますので、お電話にてご予約下さい。

※なお、来訪された際の飲食物の持ち込みは職員に必ずお預け下さい。

（３）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にご相談下さい。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（１）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○施設生活において奇声・暴力行為・感染症が著しく表れ、嘱託医より、病院受診を勧められた場合、施設側の指示に従い病院受診して頂く事になります。（この場合、受け入れ先病院を指定する事はできません）

（６）喫煙 建物全館及び建物周辺での喫煙を禁止しています

6．非常災害時の対策

非常時の対応については別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

平常時の訓練等は別途定める消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した火災避難訓練と地震避難訓練を入所者の方にも参加して実施します。

7．事故発生時における対応について

- ・事故発生時には利用者の家族、嘱託医または協力病院と連携をとり適切な対応をします。
- ・利用者の家族、関係機関に速やかに連絡、報告を行います。
- ・賠償すべき事故が発生した場合は賠償を速やかに行います。
- ・事故発生時の状況を調査、分析し再発防止策を講じます。

8．損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 永生苑

説明者職名 生活相談員 氏名 阿部 彰記 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏名 印